

# 福島県果樹農業振興計画(概要版)

園 芸 課  
令和8年3月

## I 根拠等

- 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)、果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)に基づき、国は令和7年4月に「果樹農業の振興を図るための基本方針(以下「果樹農業振興基本方針」という。)を策定。
- 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3により、県は国の「果樹農業振興基本方針」に即して、「果樹農業振興計画」を定めることができる。また、果樹農業振興計画を定めたときは、遅延なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

## II 策定主体

福島県農林水産部

## IV 改正の経過

令和7年4月	国が新たな「果樹農業振興基本方針」を策定
令和7年4月～12月	「福島県果樹農業振興計画」見直し案を作成
令和7年12月	見直し案を市町村、出荷団体、県関係各課、各農林事務所、県研究機関へ意見照会
令和8年1月	「福島県果樹農業振興計画」案を作成
令和8年1月	案を市町村、出荷団体、県関係機関等へ送付
令和8年2月～3月	パブリックコメントによる県民意見公募

## III 計画期間

令和8年～令和12年

## 第1 果樹農業の振興に関する方針

※主な取組

### 1 重点品目(もも、日本なし、りんご、ぶどう)における振興の方向性

- (1) もも  
本県果樹をけん引する最重要品目として、主産地である県北地域を中心に、生産量全国2位の産地の更なる発展を目指す。
- (2) 日本なし  
本県果樹の重要品目として位置付け、生産量全国3位の産地を維持する。
- (3) りんご  
本県果樹の重要品目として位置付け、生産量全国5位の産地を維持する。
- (4) ぶどう  
本県果樹の重要品目として位置付け、高温の影響を受けにくい品種や消費者ニーズの高い品種の導入を推進し、高収益産地の実現を目指す。

### 2 担い手の確保・育成

- (1) 担い手の確保  
関係機関・団体と連携し、就農相談や産地の経営モデル等を活用して新規栽培を誘導するなど相談窓口の機能充実を図り、新規就農者等を確保する。
- (2) 担い手の育成  
新規就農者等が技術を段階的に習得することができるよう、研修園地や農業協同組合のトレーニングファームと連携し、関係者が一体となり支援する。
- (3) 円滑な樹園地継承及び園地集積、地域の遊休施設等の利活用  
地域の生産性の高い園地の継承と、遊休施設や譲渡可能な機械等の利活用に向け、関係機関・団体が連携しマッチングの仕組み構築などの支援を行う。

### (4) 経営安定化に向けた支援

他業種を含めたサービス事業者、パートタイム労働者求人サイト等の活用や農福連携の取組等、多様な労働力の活用を推進する。

### 3 産地の生産力の強化

- (1) スマート農業の推進  
作業性の向上と機械化による省力化を促進するため、ロボット草刈機やぶどうの根圏制御栽培等の導入を推進する。
- (2) 省力樹形の導入  
低樹高栽培やジョイント栽培等の省力樹形により労働時間の短縮を図るとともに、臨時雇用などの多様な労働者が作業しやすい園地の環境づくりを進める。
- (3) ほ場の条件改善  
ほ場の生産性を向上させるため、園地傾斜の緩和、農道や園内作業道の設置、かん水施設や排水路の整備等を推進する。
- (4) 共同防除組織の機能強化  
適期防除の実施と病害虫被害の蔓延防止のため、新たなオペレーターの確保と、共同防除組織を中心とした地域ぐるみの総合防除の体制を維持する。
- (5) 花粉・苗木の安定的な供給  
産地の実情に応じて受粉用品種の植栽や余剰花粉のあっせんに加え、共同花粉採取など産地ごとに花粉供給体制を整備し、安定的に花粉を確保する。



県オリジナル品種「ふくあかり」



日本なしの早期成園技術  
「ジョイントV字樹形」

## 4 産地の競争力の強化

### (1) 品種構成の改善

高品質な果実を**長期的に安定出荷できる産地の体制**を構築するため、**早生品種から晩生品種まで**優れた品質を有する優良品種の導入を推進する。

### (2) 高品質果実生産の推進

ぶどうやおとうとう等では**施設化による品質向上**、ももや日本なし等では**光センサー選果データの活用**による単収の向上と品質の高位平準化を図る。

## 5 産地の販売力の強化

### (1) 効率的な流通体制の整備

消費者や販売店等のニーズをよりの確に把握し、これらに対応する**集出荷体制や販売体制の整備**を進める。

### (2) 多様な需要形態への対応

ギフト商品等の販売促進のほか、**手頃で日常的な消費の商品規格**の販売や、付加価値を高めた加工品の販売等、新たな需要に対応した取組を支援する。また、実需業者等のニーズを捉えた**第三者認証GAP等の取得を推進**する。

### (3) 輸出の促進

海外の需要動向を把握し、輸出先国や輸出時期、輸出量を調整する**戦略的な輸出体制の構築**により、産地へのメリットが高い輸出の取組を拡大する。

### (4) 地域産業6次化の推進

**県オリジナル品種等の機能性や産地の特色等**をいかした、より付加価値の高い6次化商品開発を促進し、新たな特産品となる果実加工品を創出する。

### (5) 地産地消の推進

**地元観光産業や中食・外食産業、農産物直売所等との連携を強化**し、需要に応じた生産と供給体制を確立する。

## 6 果樹農業の持続と様々なリスクへの対応

### (1) 環境と共生する果樹農業の推進

環境への負荷が少ない技術導入の産地における取組として、**みどり認定の取得を推進**し、実需業者、消費者等に対し、信頼性と認知度の向上を図る。

### (2) 難防除病害虫対策

モモせん孔細菌病、ナシ黒星病、果樹カメムシ類等生産に大きく影響を及ぼしている難防除病害虫については、**総合防除により被害低減**を図る。

### (3) 自然災害対策

農業者が効率的かつ迅速に対策を講じることができるよう、**ハザードマップや気象予測に基づく予防減災の周知**、事前・事後の技術対策情報を発信する。

### (4) 鳥獣被害及び放任園の発生防止対策

鳥獣や病害虫の被害の温床となる**荒廃園地等**については、その解消・発生防止に向け、国の事業等を活用し、**合意形成に基づき行う伐採等を支援**する。

### (5) 気候変動による高温対策

**高温の影響を受けにくい品種・系統の導入、かん水設備の整備や遮光・遮熱資材の活用等**の対策を促進するほか、**品種開発等の研究**を進める。

## 7 風評払拭と消費拡大対策

### (1) 安全性確保の徹底

**モニタリングと各産地で実施してきた自主検査等のデータをもとに**、検査対象や範囲等の見直しを適宜行い、安全性確保を継続する。

### (2) 正しい情報の発信

農産物モニタリングの結果を速やかに情報発信する。また、各種メディア等を活用し、**おいしい果実の選び方や食べ方等を情報発信**し、消費拡大を図る。

### (3) 食育の推進

県内の学校給食への利用拡大や、**栽培体験など大人や家族連れ等を対象とした食育**により、果樹農業への理解醸成と消費拡大を図る。

## 8 品目別の振興方針

### (1) もも

**県オリジナル品種「はつひめ」「ふくあかり」等の更なる導入拡大**により、**出荷開始期からお盆需要期まで切れ目ない生産・出荷体制**を構築する。

### (2) 日本なし

計画的な改植や新植と併せた**ジョイント栽培等の早期成園化技術の導入**を推進し、**早期多収**を実現する。

### (3) りんご

市場競争力が高く本県の気象条件や土壌条件に適合し、**高温の影響を受けにくい着色系ふじ等の着色系統や中生品種への改植**を進める。

### (4) ぶどう

**優良品種の導入と併せ、簡易雨除けの新短梢栽培や、根圏制御栽培のスマート農業等の導入**を推進し、**早期成園化**と単収の向上、規模拡大を図る。

### (5) かき

あんぽ柿は、**原料柿における安全性確保**の取組を継続するとともに、**冷凍商品化の取組を拡大**し、出荷ロスの削減と春から夏にかけての販売拡大を図る。

### (6) おとうとう

防霜ファンの整備や燃焼資材の活用、温暖化等による**高温・干ばつに対応したかん水施設等の導入**を推進し、単収と品質の向上を図る。

### (7) すもも

主力品種を維持しながら、**大果で食味の良い中生品種等の導入**により6月から9月まで長期出荷体制を構築する。



ぶどうの早期成園技術「根圏制御栽培」

# 第1 果樹農業の振興に関する方針

※主な取組

## (8) うめ

省力的な土地利用型の品目として、「露茜」等の新品種の導入等による栽培面積の維持・拡大と、**新たな6次化商品の開発や販路の確保**を支援する。

## (9) 西洋なし

**成熟特性に応じた収穫時期、予冷・追熟技術**の普及により、品質の向上や安定化を図る。

## (10) キウイフルーツ

市場シェアも高まりつつある**黄色種、赤色種など多様な有望品種**への改植と、溶液受粉等の導入による結実確保対策の実施を推進する。

## (11) ブルーベリー

**収穫時期の異なる多様な品種**など観光果樹園や直売の販売用途に合わせた優良品種の導入と、機能性をいかした6次化商品の開発を推進する。

## (12) いちじく

**省力的な技術の導入**や規模拡大により生産量を確保し、産地の維持・発展を図る。

## (13) くり

**流通後の加工適性**を考慮し、渋皮の剥離が簡単な「ぼろたん」や「ぼろすけ」等優良品種の導入を推進する。

## (14) 地域特産果樹(あんず、ぎんなん、くるみ、さるなし、山ぶどう、ゆず、みかん等)

各地域の自然条件に適合し、特産品として**新たな産地化を目指す**品目について、優良な品種や系統の導入による生産拡大や6次化を推進する。

なお、近年の温暖化に伴い各品目において高温障害の発生頻度が高くなっていることから、基本技術の徹底や高温対策技術の導入を図りながら、収穫時期の分散など**障害の発生リスクが少ない品種の導入**を進める。

それでもなお障害の発生が抑えられず生産が困難な場合には、地域の気象条件に合った**品目への転換を検討**する。

# 第2 果樹産地構造改革計画の策定

## 1 果樹産地構造改革計画(産地計画)の策定

県内の各産地においては、産地の将来像としての目標を定めた果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という)に基づき果樹の振興を図る。

## 2 産地計画の内容

目指すべき産地の姿を明確にしなが、人材・園地戦略、流通・販売戦略、生産戦略、輸出戦略、自然災害等のリスクへの対応等に関する方針や取組内容を産地の状況に応じて定める。県内12産地で次期計画を策定中。

# 第3 産出額の目標

	令和4～6年平均 (現状)	令和12年度 (目標)	現状対比 (%)
果樹産出額(億円)	323	340	105

# 第4 栽培面積及び生産量の目標

区分 品目	令和6年		令和12年		現状対比(%)	
	栽培面積 現状 (ha)	生産量 現状 (t)	栽培面積 目標 (ha)	生産量 目標 (t)	栽培面積	生産量
	もも	1,750	29,100	1,840		
日本なし	790	14,800	750	14,500	95	98
りんご	1,170	19,400	1,100	18,500	94	95
ぶどう	301	2,730	320	3,000	106	110
かき	944	7,910	850	8,000	90	101
おうとう	注2 93	注2 345	80	300	86	87
すもも	127	624	120	650	84	104
うめ	294	638	250	650	85	102
西洋なし	34	538	30	500	88	93
キウイフルーツ	注2 26	注2 144	25	140	96	97
ブルーベリー	注3 29	注3 40	30	45	103	113
いちじく	注3 20	注3 77	25	100	125	130
くり	注2 178	注2 130	170	125	96	96
その他果樹	注3 30	注3 279	30	280	100	100
合計	5,786	-	5,620	-	97	-

注1 令和6年の栽培面積及び生産量(収穫量)は農林水産省統計部調べ。(注2及び注3を除く)

注2 県調べ。平成30年の数値。

注3 令和5年産特産果樹生産動態等調査の調査結果を記載。

# 第5 果樹の栽培に適する気象条件及び経営の指標

- ・栽培に適する自然条件(気温条件、降水量等)を記載。
- ・果樹園経営の指標(傾斜度、10a当たり生産量及び労働時間)を記載。

## 第6 果実の集出荷体制の整備に関する事項

項目 品目	選別方式	令和6年度(現状)		令和12年度(目標)	
		施設数	年間処理量(t)	施設数	年間処理量(t)
もも	光センサー選果	14	12,215.4	12	13,337.0
	その他機械選果	1	13.0	1	0.0
	小計	15	12,228.4	13	13,337.0
日本なし	光センサー選果	9	4,558.9	8	4,140.0
	その他機械選果	3	915.0	3	810.0
	小計	12	5,473.9	11	4,950.0
りんご	光センサー選果	10	2,004.0	7	2,520.0
	その他機械選果	2	18.9	1	10.0
	小計	12	2,022.9	8	2,530.0
かき	光センサー選果	3	230.2	2	355.0
	その他機械選果	2	124.5	1	20.0
	小計	5	354.7	3	375.0

## 第7 果実加工の合理化に関する事項

- ・果実加工の生産工程管理を徹底した上で、これらの動きを加速するとともに、原料となる果実の品質向上や機能性をいかした新しい加工品の開発に取り組むなど多様化する消費者ニーズに合わせて本県産果実の需要拡大を図る。
- ・あんぼ柿は、県北地域の加工自粛要請を早期に解除し産地の再生を図るとともに、安全な原料柿の生産・供給体制を堅持し、更なる出荷量の拡大を図る。

## 第8 その他必要な事項

### 1 本県果樹のPRと地域振興

開花期の景観など地域の資源としての多面的な機能により、観光果樹園、果樹オーナー制度等と連携し、本県果樹のPR及び地域振興を図る。

### 2 果樹における施設化の目標

品目	面積(ha)		備考
	令和4年注1 (現状)	令和12年度 (目標)	
もも	0.2	3	雨除けハウス、パイプハウス
ぶどう	27.1	37	雨除けハウス、パイプハウス
おうとう	49.5注2	64	雨除けハウス、パイプハウス
計	76.8	104	

注1 令和4年は農林水産省統計部調べ。

注2 令和2年の数値。農林水産省統計部調べ。

## 3 主な果樹の品種構成の現状と目標

品目	収穫時期	令和5年 (現状)	令和12年 (目標)	備考(主な品種)
		構成比(%)		
もも	早生品種	13	20	はつひめ、日川白鳳、ふくあかり等
	中生品種	62	50	あかつき、まどか等
	晩生品種	25	30	川中島白桃、だて白桃、さくら等
	計	100	100	
日本なし	早生品種	37	35	幸水
	中生品種	55	45	豊水、あきづき、二十世紀、南水等
	晩生品種	8	20	新高、甘太、王秋等
	計	100	100	
りんご	早生品種	4	5	着色系つがる、さんさ
	中生品種	12	30	シナノスイート、弘前ふじ、陽光等
	晩生品種	84	65	着色系ふじ、王林、べにこはく等
	計	100	100	

## 4 省力樹形の導入推進

### (1) 日本なしジョイント栽培の導入拡大

	平22	令2	令3	令4	令5	令6 (現状)	令12 (目標)
ジョイント栽培面積(ha)	0.04	8.76	9.65	10.33	11.41	13.64	19.32

### (2) りんごわい化栽培の導入拡大

区分	平2	平7	平12	平17	平22	平27	令2	令5 (現状)	令12 (目標)
栽培面積(ha)	2,720	2,250	1,880	1,600	1,430	1,330	1,240	1,200	1,260
わい化面積(ha)	653	615	367	339	226	193	190	121	252
わい化面積比率(%)	24	27	20	21	16	14	15	10	20